

最近の個別課題への対応について

ア 感染症発生時における保健所の対応について p 1

イ 救急医療等に関する地域住民の理解促進に向けた

上手な医療のかかり方等の普及啓発の取組について p 5

ウ 地域医療構想に係る推進区域の設定について

※ 資料は、当日配付になります

エ 食品衛生法の改正による経過措置の終了 p 9

オ 犬及び猫の保護に関する取組 p 11

ア 感染症発生時等における保健所の対応について

1 新型コロナウイルス感染症に係る令和6年4月以降の岩手県の対応について

- 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とする行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応への移行を進めてきたところです。
- こうした中、本県においては、本年3月末までを移行期間として策定した移行計画に沿った取組により、入院医療体制については、確保病床によらない通常の形での患者受け入れが進み、外来医療体制については、かかりつけ以外の患者にも対応可能な体制が構築され、入院調整については、行政によらない医療機関間で円滑な入院先が決定される体制へと移行が進んだところです。

(1) 県全体の取り組み

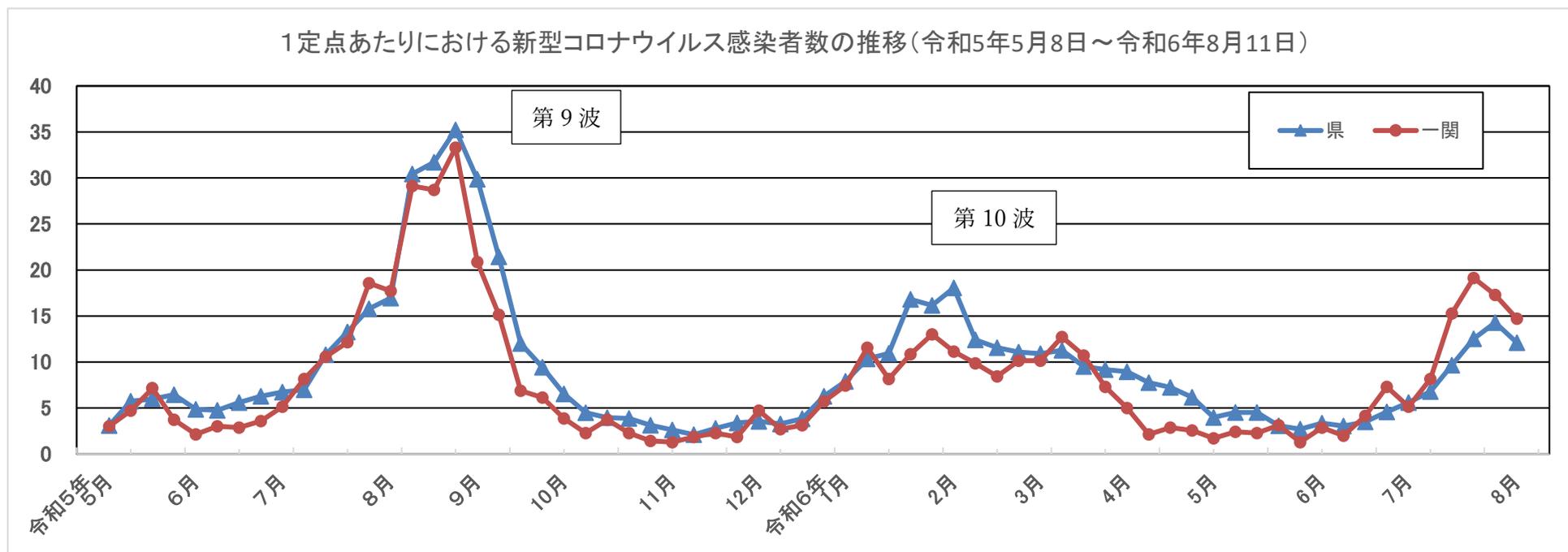
		令和6年3月末まで	令和6年4月以降
医療提供体制	外来	○外来対応医療機関での発熱等患者等の受診・相談 ※県ホームページ等で公表 ※いわて健康フォローアップセンターで最寄りの外来対応医療機関を紹介	○広く一般の医療機関で対応 ※症状に応じて、かかりつけ医など、最寄りの医療機関を受診いただく ※受診先相談は、いわて発熱等相談センターなどに相談するか医療情報ネットで検索していただく。
	入院	○感染状況(新型コロナでの総入院者数)に応じて、重症患者等を受け入れる確保病床を設置(確保病床には病床確保料あり)	○確保病床によらない形での入院(病床確保料なし)
	入院調整	○原則、医療機関間による入院先の決定(入院搬送困難事例について、定期的に県で把握)	○引き続き、医療機関間での入院先の決定 ※感染拡大期には、以下のとおり G-MIS を運用し、入院調整の円滑化を図る 【定点報告数が10人を超えた圏域】該当地域で運用 【県全体の定点報告数が15人を超えた場合】全県で運用
	保健所支援	○保健所と管内の医療機関での新型コロナの医療体制等の状況を把握するための連絡会議を定期的に開催	○必要に応じて、連絡会議等を開催 ※新型コロナに特化した定期的な開催は行わないが、コロナ対応で構築された顔の見える関係は今後も維持・発展させていく
	状況の把握	○医療機関から毎日 G-MIS で入院者の状況報告	○毎日の報告は終了するが、感染拡大期には、医療機関からの G-MIS 報告により入院者状況を把握

	令和6年3月末まで	令和6年4月以降
公 的 支 援 等	<p>○いわて健康フォローアップセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有症状者の相談 ・受診先の紹介 	<p>○発熱者等からの相談窓口</p> <p>【平日日中（9時～16時）】</p> <p>岩手県医療相談センター</p> <p>【夜間（16時～翌日9時）・休日・年末年始】</p> <p>いわて発熱等相談センター</p>
	<p>○コロナ治療薬(ラゲブリオ・パキロビッド、ゾコーバなど)の公費負担</p> <p>医療費1割から3割の自己負担割合に応じての上限額を設定 (上限額：1割の方：3,000円、2割の方：6,000円、3割の方：9,000円)</p>	<p>○3月末で終了</p> <p>※医療保険の自己負担割合に応じて負担</p> <p><参考> いずれも規定の5日分の薬が処方される場合</p> <p>ゾコーバ：薬価約5万2000円→3割負担で1万5000円強</p> <p>ラゲブリオ：薬価約8万7000円→3割負担で2万6000円強</p> <p>パキロビッド：薬価約9万9000円→3割負担で3万円弱</p>
	<p>○入院医療費の公費負担(一部自己負担あり) 入院中の診療、検査、薬の処方(新型コロナウイルス治療薬以外)は保険診療</p> <p>※加入している健康保険により1割から3割の自己負担入院医療費は、高額療養費の自己負担限度額から一定額が減額 (2万円→1万円)</p>	<p>○3月末で終了</p> <p>※他の疾病と同様に、高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなる</p>
	<p>○高齢者施設等の従業員に対する集中検査</p> <p>※県から希望する施設に対し、使用状況に応じて検査キットを発送</p>	<p>○3月末で終了</p>
	<p>○ワクチン接種に係る公費負担(～令和6年3月末)</p>	<p>○3月末で終了(任意接種に移行)</p> <p>ただし、基礎疾患のある高齢者などは、定期接種の対象となる(B類疾病の定期接種)</p>
そ の 他	<p>○岩手県ホームページでの情報発信</p>	<p>○内容を整理し、必要な情報のみを掲載</p>
	<p>○新型コロナ対策パーソナルサポートの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定点報告数の公表時の案内 ・感染者数が増加傾向にある場合の注意喚起 	<p>○新型コロナに特化したコンテンツから、岩手県の医療体制に係る情報発信ツールとして発展的に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始の医療機関の開院状況の案内 ・医師看護師の募集などの周知 ・医療関係のイベント告知 ・感染症(コロナ、インフル、感染性胃腸炎)などの感染拡大時の注意喚起等

(2) 一関保健所の取り組み

- 両磐圏域医療関係者等 Web 会議の開催（毎週又は隔週の月曜日）
管内 8 病院、一関市医師会、一関市、平泉町、保健所（一関保健福祉環境センター）
 - ・新型コロナウイルス感染症等の発生状況
 - ・管内入院医療機関における患者の受入れ状況
 - ・休日当番医によるコロナ患者発生状況
- 感染症対策研修会の開催
 - ・高齢者施設、保育施設、市町保健師（災害時対応）
- 健康危機対処計画（感染症）の策定
 - ・新型コロナウイルス感染症対応の実績等を参考に、感染症危機発生時の速やかな有事体制への移行（外部人材を含めた動員リストの発動）や業務の効率化（ICT 活用、外部委託、一元化）を盛り込んだ健康危機対処計画を策定

2 新型コロナウイルス感染者数の推移について



3 一関保健所における他の取組状況

発生事案及び岩手県における取組	一関保健所における取組
<p>【豚熱 九戸郡洋野町 令和6年5月～7月】</p> <p>上記町内農場において子豚死亡が増加したため検査を行ったところ、豚熱ウイルスによるものと判明し、防疫作業班として殺処分、埋却、農場内の消毒、健康・環境班として救護対応、PPE着脱指導等を行ったもの。</p> <p>〔飼養状況 繁殖豚約1,500頭、肥育豚約11,000頭、子豚約5,000頭 計17,500頭〕</p> <p>1 作業日程 5月27日～7月4日※殺処分、埋却は6月20日まで、消毒(3回目)作業が7月4日に完了</p> <p>2 作業人数 延べ6,014人</p> <p>(1) 県職員 延べ4,412人(防疫作業従事3,141人 地方支部従事1,271人)</p> <p>(2) 関係団体 延べ1,498人(洋野町142人、久慈市2人、JA新いわて126人、県建設業協会久慈支部1,228人)</p> <p>(3) 県外からの応援獣医師 延べ104人(北海道～沖縄県)</p> <p>3 殺処分頭数 19,780頭(患畜判定後に生まれた子豚を含む)</p>	<p>5月31日～6月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> 防疫作業に従事(主に殺処分対応) 延べ8人(1人当たり14.3h/日) 環境・健康班業務に従事(主に救護、PPE着脱支援対応) 延べ15人(1人当たり15.5h/日)
<p>【令和6年能登半島地震 石川県ほか 令和6年1月～】</p> <p>石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震発生に伴い、岩手県応援本部を設置の上、各種支援を行っているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等派遣 1月6日～3月27日第16班まで延べ69人が石川県珠洲市で活動 ※1チームあたり 保健師2人、連絡要員1人、運転手1人(週当たり6日の支援活動) 	<p>避難所訪問等(週当たり6日活動)</p> <p>1月11日～1月17日 保健師1人</p> <p>2月15日～2月21日 保健師1人</p> <p>2月20日～2月26日 技師1人</p> <p>3月16日～3月21日 保健師1人</p> <p>3月21日～3月26日 栄養士1人</p>
<p>【鳥インフルエンザ 胆沢郡金ヶ崎町 令和5年3月】</p> <p>上記町内農場において、鶏が死亡したため検査を実施したところ、陽性が確認されたことから、防疫作業班として殺処分、地方支部健康・環境班として健康調査、PPE着脱指導、救護対応等行ったこと。</p>	<p>3月14日～16日</p> <ul style="list-style-type: none"> 防疫作業に従事 1人 健康・環境班業務に従事 延べ18人
<p>【鳥インフルエンザ 一関市(岩手サファリパーク) 令和4年5月～11月】※管内発生</p> <p>上記施設において、エミューが死亡したため検査を実施したところ、陽性が確認されたことから、健康・環境班として健康調査、環境(採水調査)調査、野鳥巡回監視、農場従事者の疫学調査等を行ったもの。</p>	<p>5月12日～11月16日</p> <p>飼養鳥等への感染拡大防止指導延べ2人、健康調査延べ4人、野鳥巡回監視延べ38人、採水調査延べ11人、疫学踏査延べ5人</p>

イ 救急医療等に関する地域住民の理解促進に向けた上手な医療のかかり方等の普及啓発の取組について

1 両磐地域の救急医療を取り巻く現状

(1) 救急医療体制の現状

両磐地域での夜間・休日の初期救急診療体制は、医療機関の協力により、西磐井地区では、平日夜間（18：00～20：00）を内科1医療機関、日曜・祝日（9：00～17：00）は内科及び外科各1医療課機関、東磐井地区では、平日夜間、日曜・祝日とも内科1医療機関の当番制で対応しております。また、二次救急医療体制は管内6医療機関の輪番制で対応しております。

(2) 救急医療を取り巻く環境の変化

令和6年4月から施行された「医師の働き方改革」により、労働時間の上限規制など医師の働き方改革への対応が必要となることから、夜間・休日の救急医療体制の確保がますます難しくなることが懸念されます。

(3) 救急医療体制の課題

夜間や休日等に受診する救急患者が、本来の診療時間帯に受診すべき軽症患者が多いことや、特定の二次救急医療機関に集中していることから、今後、勤務する医師の負担が増加し、重症患者の治療等救急医療の提供に支障を来すことも危惧されているところです。

2 今後の対応・取組

医師等医療従事者の負担を軽減し、救急医療体制の維持、確保を図るため、上手な医療のかかり方等について普及啓発を行います。

(1) 小児救急医療セミナーの実施

平成27年度から乳幼児の保護者等の方々を対象に、小児救急の適正受診、子どもの急な体調不良時の対処方法等に関するセミナーを開催しています。子どもの不調のサイン、医療機関への受診目安等を知ることによって適正な医療受診につなげられるよう今年度も引き続き開催します。

なお、併せて「小児救急医療電話相談（#8000）」、「かかりつけ医ガイドブック」等の社会医療資源の利用、周知に努めます。

(2) 地域医療出前講座の強化

市民団体等向けに上手な医療のかかり方に関する出前講座について、救急車及び救急外来の適切な利用や、積極的なかかりつけ医の利用など、住民の皆様の関心や興味がより高まるようプログラムの充実に努め、普及・啓発を実施します。

(3) 市・町との一体的な普及活動

一関市及び平泉町と連携し、広報誌等で医療の上手なかかり方の周知を図るほか、各種イベント等を共同開催し積極的な普及、啓発を推進します。

(4) 宮城県との連携強化

宮城県との県境を越えて受診する患者が一定程度確認されており、県際合同連絡会等の場を通じて地域医療の現状について、宮城県と情報共有を図り、理解を深められるよう必要な連絡調整に努めます。



みんなでももる、
いわての医療

令和6年4月

医師の時間外労働規制はじまる

医師不足県である岩手県の医療は、
医師の献身的な長時間労働によって支えられてきた側面があります。
しかし、令和6年4月から、「医師の働き方改革」で医師の時間外労働が制限されます。
皆さんが医療機関を適切に利用することで、診療への影響をおさえることができます。
皆さんの行動が、いわての医療を支える力になります。

医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて
(事務局：岩手県医師支援推進室)

医師の時間外労働規制（医師の働き方改革）とは？

令和3年に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立し、令和6年4月から医師の時間外労働・休日労働の上限が年960時間に規制されます。

また、病院は所属する医師に対して、連続した勤務

時間の制限や、勤務間の休息時間の確保などに取り組む必要があり、遵守しなければ病院に罰則が科せられます。

「医師の働き方改革」について
もっと知りたい方はこちら

(厚生労働省)
医師の働き方改革の推進に関する検討会



医師の時間外労働の状況は？

医師の労働時間は、他の職業と比較して、非常に長く過酷な労働状況となっています。



出典：総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

わたしたちが受ける診療への影響は？

公立病院などでは「医師の働き方改革」に取り組みなければ、大学から医師の派遣を受けることが難しくなり、病院の診療が縮小されて、皆さんがこれまでのように受診できなくなるなどの影響が出る可能性があります。



いわての医療をまもるために、わたしたちができることは？

医療機関では、医師の時間外労働を減らすために、業務の改革を進めています。
いわての医療をまもるために、医療機関の取り組みに加え、皆さんのご理解とご協力が必要です。

【病院からのお願い】

- 症状が重くない場合は、まずは、かかりつけ医(身近な開業医)へ
- 病院にかかる時は、なるべく平日の日に
- 病院での病状の説明などは、平日の通常診療時間内に
- 地域の総合病院では、急病や重症の患者さんの治療を行うため、
症状の安定した患者さんはかかりつけ医での診療をお勧めすることがあります
- 医師の勤務状況によって、主治医以外の医師が対応することがあります



わたしたち一人ひとりの行動で病院の負担を減らし、
いわての医療をまもりましょう。

詳しくはこちらもご覧ください。

(厚生労働省)
上手な医療のかかり方.jp



(岩手県)
県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議





令和5年2月1日(水)より
小児救急医療電話相談が
午後11時以降も対応します
お子さんの急な発熱やケガ

- ・夜間に電話で、こどもの病気、ケガや事故について相談できる窓口です。
- ・小児科勤務経験のある看護師がアドバイスします。

☎019-605-9000
または#8000

午後7時から翌朝8時まで
年中無休

2月1日(水)より
新たにスタート!

午後7時から午後11時
こども救急相談電話
※県内の看護師が対応します。

午後11時から翌朝8時まで
こども夜間ケアダイヤル
※県外の看護師(コールセンター)が
対応します。

どうしたらよいか分からない時、すぐに受診
させた方がよいのか迷った時は#8000へ電話!

PHS・ダイヤル式回線電話・IP電話をご利用の方は019-605-9000へおかけください。

地域医療のマンガ 資料6
できました!

皆さんは、岩手の医療について、考えたことがありますか?

- 自分の都合を優先して救急を受診してしまう
- 身近な存在の医師として、健康を守ってくれる

コンビニ受診
かかりつけ医

地域の医療を守るために、皆さんに知ってもらいたいことがたくさんあります。

岩手県では、皆さんの考えるきっかけにしてみよう、マンガを作成しました。

QRコードを読み込むとスマホやタブレットで読めるので、家族で読んで、医療について知ってほしいと思います。

パソコンで読むときは
「岩手県 適正受診啓発マンガ」で検索

【関】岩手県医療福祉部医療政策課
TEL: 019-629-6492

救急病院を利用する前に
考えてみよう!

私たちの病院の救急医療
私たちが基盤を築いた岩手県立中央病院は二次救急病院(1)です。岩手県はどの病院も医師、看護師が不足しており、地域の救急医療は、医師、看護師が足りないという状況で苦しんでいます。そのため救急に平常手急ぎの対応が求められ、救急な患者さん、患者さんの来院も、その対応に看護師が忙しなくなり、十分な人員で対応することが難しくなっています。

救急・時間外
専門の診療科は、日中にいってくださいますので、
夜間に急いで
もらえますので

消化器科の医師を呼んでください!
患者が外傷なんて話になるんではないですか?

ホシ
早く

かかりつけ医に話を聞いてもらおう!

岩手県立中央病院
岩手県立中央病院
岩手県立中央病院
岩手県立中央病院

エ 食品衛生法の改正による経過措置の終了

1 背景

- (1) 食品営業に係る制度改正：食品衛生法等の改正（令和元年改正、令和3年施行）により営業許可制度が見直され、漬物等の食品を「業として」製造する場合は、許可を要するものとされた。
- (2) 経過措置期間の終了：令和3年6月1日時点で従前から当該営業を継続していた者は、経過措置として3年間は許可を得ずとも当該営業をできるものとされたが、経過措置は令和6年5月31日で終了した。

2 一関保健所による制度周知及び許可取得の状況等

(1) 制度周知

当所では、産直を対象とする講習会及び定期的な衛生講習会等を通じ、漬物製造を含む新たな許可制度について、関係事業者へ周知を図った。

《開催実績》（令和2年度～令和6年5月31日）

① 産直講習会	5回開催	163人受講
② その他の講習会	56回開催	1,459人受講

(2) 制度周知

法改正により新たに許可を要することとされた食品の製造業について、令和6年6月30日時点における管内の許可取得状況は次のとおりである。

《許可取得状況》（令和6年6月30日時点）

業種	許可事業者数	備考
漬物製造業	33	
その他	10	水産製品製造業1、密封包装食品製造業7、食品の小分け業1、そうざい製造業（主たる製造品がそうざい半製品である者）1

3 今後の対応

漬物製造業等、新たに許可を要することとなった食品については、継続的な制度周知により、管内の営業者への理解が進んでいると考えられる。

新規許可を希望する者の営業相談に際しては、引き続き、営業内容に応じた許可要件に係る助言及び指導を行うとともに、HACCPに沿った衛生管理の実践及び定着に係る指導を行っていく。

このほか、地場産の食品（主に漬物）を仕入れて販売する施設（農協、産直組合、スーパーマーケット）に対し、経過措置終了に係るお知らせの文書を送付し、無許可で製造された製品の仕入れや販売をしないよう、注意喚起を図っていく。

4 参考

経過措置の終了に際し、国が作成し各自治体に配布されたリーフレットは別紙のとおり。

食品等事業者の皆さまへ

食品衛生法の改正による

経過措置期間が終了します

保健所へのご相談はお済みですか？

2021年6月1日より前から営業している

以下のような新設された許可業種の食品等事業者の皆さまへ

水産製品製造業、液卵製造業、漬物製造業、



密封包装食品製造業、食品の小分け業 等

営業許可業種の
解説はこちら

※そうざい半製品等改正前に許可対象では無かった食品の製造についても許可が必要となります。



まずは保健所へご相談ください。

許可を取得するには、保健所による書類確認や現地調査が必要となるため、
期間終了日（2024年5月31日）に余裕を持って申請してください。

※営業許可は、オンラインによる申請ができます！ ⇒裏面参照

営業許可の取得にかかる経過措置期間（3年）について

例1：X県において食品の小分け業の許可を取得する場合

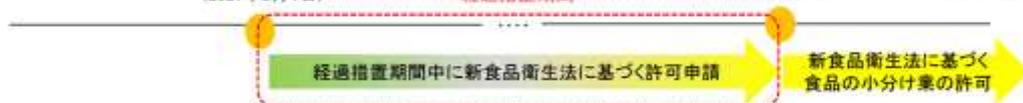
第3次施行日
(2021年6月1日)

経過措置期間

経過措置期間終了
(2024年5月31日)



詳細はこちら



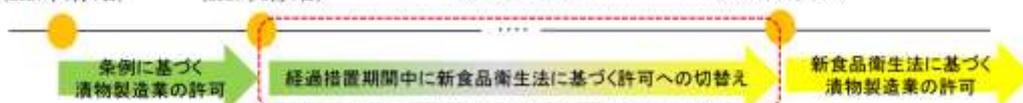
例2：X県において漬物製造業の条例許可（期限5年）を2021年4月1日に取得（更新）した場合

許可を取得（更新）
(2021年4月1日)

第3次施行日
(2021年6月1日)

経過措置期間

経過措置期間終了
(2024年5月31日)



オ 犬及び猫の保護に関する取組

1 令和5年度に収容した犬及び猫の状況

令和5年度に収容（狂犬病予防法又は動物の愛護及び管理に関する法律に基づく捕獲、保護又は引き取り）した犬と猫は計90頭であり、うち85頭が、飼い主への返還又は譲渡希望者等への譲渡に至っている。

このうち、猫の譲渡については、動物愛護団体と協働で開催した「保護ねこ譲渡会」（令和5年度は14回開催）を通じて、当センターが保護した猫17頭の譲渡に繋がったものである。

その他、犬2頭は令和6年度へ繰越しとなったが、その後譲渡又は飼い主へ返還済みである。

以上により、管内の犬及び猫の返還・譲渡率は100%（死亡数は除外）となっている。

《令和5年度に収容した犬及び猫の状況》

		捕獲・保護 頭数	譲渡	返還	死亡※	R6繰越し
犬	捕獲	25	6	17		2
	飼い主からの引き取り	4	4			
猫	所有者不明猫の保護	40	39		1	
	公共の場所で負傷して保護	1			1	
	飼い主から引き取り	20	19		1	
		90	68	17	3	2

※ 猫の死亡事例3件は、保護して間もなく衰弱により死亡、あるいは収容している間に治療の甲斐無く死亡に至ったもの

2 多頭飼育事例への対応

(1) 動物の多頭飼育問題に係る連携会議

管内の動物愛護管理及び福祉関係機関（市町担当課、各地域包括支援センター、社会福祉協議会）を参集して、令和5年度中に3回、標記連携会議を開催。

最近の多頭飼育崩壊事例への対応状況について情報共有を図るとともに、動物の不適正な飼養の早期発見、早期対応について協議、検討を行った。

(2) 多頭飼育事案の対応状況

関係機関の協力を得て、猫の適正飼養（室内飼育及び不妊去勢手術の徹底、むやみな餌付けを行わないこと等）を周知している。

一方で、近隣住民や福祉関係機関からの情報提供又は本人からの申出により、猫の多頭飼育事例が度々探知されているが、いずれにおいてもボランティアの協力を得て対応している。

令和6年1月からは、一般社団法人ハナコプロジェクトが実施している不妊去勢手術費用の助成制度を活用し、ボランティアの協力（猫の捕獲、動物病院までの送迎）を得て、奥州市内の動物病院で不妊去勢手術を施し、望まない繁殖を防止したうえで飼い主のもとへ戻して、飼養を継続させる等の対応を行っている。